

# 自転車指導啓発重点地区、路線(岐阜北警察署)



路線① 国道256号  
(通称：長良橋通り)  
長良橋北交差点  
～ 長良福光交差点

➤ **選定理由**  
国道256号は、自転車通学する学生等が多数往来する路線である

路線② 岐阜市道  
(通称：忠節橋通り)  
忠節橋北交差点  
～ 正木古川東交差点

➤ **選定理由**  
忠節橋北交差点より北方は、通勤通学での自転車利用者が多く、自転車に関連する事故が多発している

エリア (岐阜大学周辺)

➤ **選定理由**  
並進する自転車が多く、地元住民から**自転車利用者のマナー**についての要望が多数ある地域である

## 自転車安全利用五則を守って交通事故防止！！



- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
  - ★ 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。自転車が車道通行するときは、道路の左側に寄って通行しなければいけません。
  - ★ 歩道は歩行者が優先です。車道寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
  - ★ 信号機は必ず守り、渡るときは安全確認をしましょう
  - ★ 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。
- ③ 夜間はライトを点灯
  - ★ 夕暮れ時は早めにライトを点灯し反射材を着用して運転しましょう。
- ④ 飲酒運転は禁止
  - ★ 自転車は車両の仲間です。お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。
- ⑤ ヘルメットを着用
  - ★ 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、ヘルメットをかぶりましょう。
  - ★ 幼児・児童を保護する責任のある方は幼児・児童が自転車に乗る時はヘルメットをかぶらせましょう。